

地下の正倉院展 二条大路木簡の世界

展示期間 I 一〇〇九年一〇月一〇日(火)――一月一日(月)

II 一一月三日(火)――一月五日(日)

III 一一月一七日(火)――一月二九日(日)

a 皇后宮と吉野行幸

9 天皇の輿の天蓋や長柄の袋のことが書かれた木簡

〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕²²―16頁下段(117)。
以下、城²²―16下(117)のよう略記)

(表) 大御輿 大御蓋袋 又大御長江裏布袋
(裏)
并二物

(裏) 又大御飯船袋布

長さ一〇五mm・幅二〇mm・厚さ五mm ○一二型式

大御輿(天皇の輿)の部材の袋のことを書いた木簡。吉野行幸の準備もしくは後片付けに関わるものか。表面左行の「并二物」は、蓋(天蓋)の袋と長江(長柄)を裏む布袋を指す。天蓋は、輿の本体の上を覆う屋根。長柄は、輿の本体の下に取り付け、肩に担ぐ長い棒。裏面の「飯船」は、文字通りならご飯を盛る舟形の容器のことだが、あるいはこれも輿の部材の名称かも知れない。天皇の輿の構造や管理の様子の一端が窺える、興味深い木簡である。

なお、「裏」や「袋」の字形にも注目したい。「裏」は字形は「裏」だが、「裏」のつもりで書いたのだろう。「袋」は「代」の中に「衣」を包み込む形。これでも部品はちゃんと揃っている。

10 吉野行幸の食料調達用に使った錢の残りの付札

(表) 天平八年七月十六日残錢 □一貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知

高典又古鰐直五十文使五百嶋知熊毛十七日遣網曳二百文受少進宣熊毛又先用代料

五十文 高市年魚貢之 知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫熊毛八月九日鴨直 四羽

百文 受宍人国足 又三羽直七十五文 受国足 宣大春日 □□十二日二百文 受飽 海采女

(城²²―14上(89))

(裏) 宣大春日大夫

長さ二〇〇mm・幅五九mm・厚さ五mm ○三二型式

天平八年（七三六）七月十六日の時点での「残銭」について、その後の使い途を記録した木簡。「残銭」は、七月十三日までの吉野行幸で使った残りの銭であろう。はじめに総額を記し、その後に使用記録を順番に書き込んでいる。付札としては大型だが、切り込みのある形状からすると、「残銭」の和同開珎一一七九枚に紐を通して整理して付けた付札を、そのまま帳簿として利用したものとみられる。支出額を合計すると、一貫一百七十五文となる。これを一貫一百七十九文から差し引くと、四文となり、残高が僅かになつたところで記録を終えたと考えられる。

個々の記録には、日付、支出目的、支出額、受取人（受・使）、責任者（知・宣）などを書く。例えば八月九日には、大春日某の命令により、鴨四羽の代金百文と鴨三羽の代金七十五文を、宍人国足が受け取つてゐる。

支出目的は、鮓や鴨などの食材購入のほか、網曳（あびこ）（和泉国にある御厨）への派遣費用、先用代料（ツケにしていた分の支払い）、智識料（仏教事業への寄附。77の木簡にみえる智識錢もこれと関連するか）など、さまざまである。

受取人としてみえる少進（さうしん）は職の第二等官。食料の調達に関わる木簡であることを考えれば、大膳職（だいぜんしょく）に關わる木簡の可能性が高く、大夫も尊称ではなく大膳大夫（だいぜん大夫）（長官）とみられる。

11 三河湾諸島から贊として貢進された海産物の荷札（城22—20下（180）参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贊佐米楚割六斤 長さ二五八mm・幅一八mm・厚さ四mm ○三一型式

参河国播豆郡の篠嶋（今の愛知県南知多町篠島）から御贊として届けられた佐米楚割（サメの干物）の荷札。海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。おおむね篠嶋が奇数月、折嶋が偶数月を担当した。比莫（日間賀）嶋が分担することもあった。六斤は、約四キログラム。播豆郡三島のこの書式の贊の荷札には、年紀は書かれないとされる。

なお、贊の荷札は、平城宮内でも天皇・皇后クラスの人物に関する場所からしか出土しない。宮外の二条大路上と旧長屋王邸内の土坑SK五〇七四から三河湾諸島の贊の荷札が出土したこと、旧長屋王邸に皇后宮が置かれたと推定する重要な手がかりとなつた。

12

右京職からの槐の花の進上状
（城22—10上（39））
右京四条進槐花六斗 六月八日少属大綱君
智万呂

長さ二六四mm・幅三七mm・厚さ三mm ○一一型式

右京四条から届けられた槐の花の送り状。槐はマメ科の落葉樹で、開花は今月頃。平城京の街路樹として植えられていたらしく、落下した花を拾い集めて貢進している。槐の花には止血作用があり、漢方薬として用いられる。また、染料としても用いられる。六斗は、今約一斗四升（四三・二リットル）。少属は、右京職の第四等官。

槐の花の進上状は他にも数点見つかっているが、出土地点が比較的まとまっており、日付も吉野行幸直前の六月八日から十四日に集中している。行幸に備えて、薬の原料を集めさせたのも知れない。

条は平城京内の坊の横の並びで、坊令という役人が置かれ、諸国の郡に相当するレベルの行政単位として機能した。右京四条は右京四条一坊から四坊までの領域である。槐の花は条単位で貢進され、左京五条の坊令が貢進した木簡があるが、右京のものはいずれも右京職官人の責任で届けられている。

b 藤原麻呂邸の家政

27
越田瓦屋からの人夫の進上状

「屋屋屋進進進進

「屋屋屋進進進進
越田瓦屋進上借子四人
守人足糞櫃
表」

守人足 糕櫃

物部古方名水櫃

物部古万呂水櫃
〔裏〕
出雲熊 「物」 天平八年七月六日 取子一点進上
「物部」 物 物 部郡屋 垂水真鷹
右 伊加□
内棕馬甘

長さ三六九寸、幅（五一）寸、厚さ一〇寸　〇八一型式

平城京の東南端、今の奈良市北之庄町の五徳池（越田池）付近にあつた越田瓦屋（瓦窯施設）が、借子四人を藤原麻呂邸に派遣した時の木簡。天平八年は七三六年。借子は臨時雇いの人々と

考えられる。四人の名は守人足、蔭屋酒人、物部古万呂、出雲熊。彼らは糞（肉や野菜入りの熱いスープ）を入れた櫃と氷を入れた櫃を携えて子一点（午後十一時）に進上した。

裏面の「右」以下の部分とのつながりは不明だが、そのあたりから下部は木簡の厚みが薄くなっていることから、再利用の際に

28 酒司宛の手紙の木簡(2)
(京3-4518)

(表)牒 酒司坐下 蒙恩□比投筆醜面然情腸不異每

(裏)
日捧乞 □ 公善雜交菜 一 杯儲投乙曹司 「儲授乙曹司」
長さ一八五■、幅(二六)■、厚さ四■ ○八一型式

某官司から藤原麻呂邸にあつた洒司さけのかきに對して出された木簡。「下手な文字で失礼します。体の調子が悪いわけではないですが、交菜を一杯乙曹司にいただけないでしょうか?」というような意

西市からの灰の進上及び代金の請求状

味であろう。交菜はいろいろな蔬菜を取り混ぜたものかと思われる。差出は「乙曹司」ということだが、どこの部署なのかはつきりしない。あるいは文例集を手習いしたものか。

削るのをやめたため、この木簡を前に使用したときの文字が残つた可能性が考えられる。

越田池から西の平城京南辺は、光明皇后の一一周忌に際して興福寺と法華寺に施入された京南田の想定地で、光明皇后との所縁が深い。羹や氷は、藤原麻呂の家政機関を通じて皇后宮に届けられた可能性がある。七月六日はちょうど吉野行幸の期間中でもあり、聖武天皇の皇后宮滞在と関連するかも知れない。

(裏) 請先進上真木灰
六斗直申送
天平八年七月廿九日大原廣津

天平八年七月廿九日大原廣津
長さ二八六、幅三三、厚さ五
〇一一形式

(京3—
4529)

『平城京木簡』三、四五三三号木簡。以下、京3—4533のように略記)

平城京にあつた西市（右京八条一坊五・六・十一・十二坪。現在の奈良県大和郡山市九条町付近）が、真木灰を進上してきた時の木簡。同時に先に進上した六斗分の費用を送るよう請求している。「二斛（石）」は今の四斗、七二リットル。真木灰は、『古事記』や『延喜式』内藏寮に染料としてみえる。真木は杉か檜とされる。大原廣津は、別の日に西市から細螺三升を進上している。

西市専従の官人か。
岡本宅は藤原麻呂の京外の拠点とみられ、そこには農園があり、他の日には栗やササゲなどを進上している。正倉院文書には、同じ天平八年に皇后宮職の写経所との間で經典の貸し借りをした記録もある。場所は正確には不明ながら、飛鳥などが有力である。田辺久世万呂は連日のように岡本宅から瓜や栗などを進上している。

30 藤原麻呂邸の勤務分担の木簡(3)

(京3—4558)

(表) 御厩宿直 大部人根 奴東人
百卉躰麻呂 ○

(裏) 直 大部廣国 天平八年六月廿二日〇

長さ二六五mm、幅三四mm、厚さ六mm ○一一型式

32 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札(5)

(京3—4903)

(表) 近江国坂田郡上坂田郷戸主坂田真人
須我□戸庸六斗

長さ一三三mm、幅一七mm、厚さ三mm ○三三形式

33 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札(6)

(京3—4928)

(表) 上坂郷戸主□□黒麻呂
(裏) 庸六斗

長さ一三三mm、幅一七mm、厚さ三mm ○三三形式

藤原麻呂邸の厩（馬小屋）の宿直（宿が夜勤、直が昼勤）担当者を書き上げた木簡。表面の大部人根、百卉躰麻呂、奴の東人の三人が昼夜通して勤務したのに對し、裏面の大部廣国は、昼間だけしか勤務しなかつた。東人以外の三人は、麻呂の資人（官職や位階に応じて臣下に与えられた従者〈トネリ〉）であろう。二条大路木簡には同様の宿直に関する木簡が数多い。下端に孔があけられており、後にこれらの木簡が束ねて保管されたことを物語る。

これら二点は、近江国坂田郡上坂（田）郷からの庸米の荷札。上坂田郷は現在の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近。六斗は現在の約二斗四升（四三・二リットル）。米約二六キログラム。庸米の一人あたりの貢進量は三斗で、32は戸主坂田真人須我流の戸、33は戸主□□黒麻呂の戸の二人分をそれぞれまとめて荷造りしたもの。

31 岡本宅からの瓜の進上状
(表) 岡本宅 進上瓜八百七十九
(裏) 天平八年八月八日田辺久世万呂
長さ二五一mm、幅三七mm、厚さ五mm ○一形式
(京3—4540)

SD五三〇〇西端の藤原麻呂邸南門の前からは、同郷の荷札がまとまって出土しており、藤原麻呂の經濟基盤の一種である、封戸の存在を示すとみられる。郷名から書き出すなどかなり略式のものが多く、文字も速筆で33のように解説の難しいものもある。なお、封戸は、位階や官職に応じて五十戸（サト）単位で与えられる給与の一種で、田租の半分と調・庸全部が封主に支給される。

C 宮廷の華麗な食材

44 意保御田からの瓜の進上状(2)

(城22—11上(49))

(表) 従意保御田進上瓜一駄 負瓜員百十六果
又一荷納瓜員八十果

(裏) 合百九十六果 丁□伎 天平八年七月十五日国足

長さ一七三■・幅二五■・厚さ三■ ○一型式

意保御田 (大和国十市郡飯富郷。現在の奈良県田原本町付近)
から瓜を進上してきた際の進上状。天平八年(七三六)七月中旬

から八月初頭まで、連日のように瓜を進上している。皇后宮を守る衛府の兵士に、水分補給用に支給するためのものであろう。

「一駄」と記すので、馬一匹に載せてきたのであろう。「負瓜」は馬に載せられた瓜と考えられる。一方、「又一荷納瓜」は、馬に載せられた瓜とは別に荷造りされた瓜である。馬子などとして隨行した輸送担当者が瓜八〇個を担いで運んだのであろう。

なお、馬で運ぶ瓜の数は一〇〇～二〇〇個の間で幅があり、荷とされる瓜も七〇～一四〇個と幅が広い。瓜の大きさが影響しているとみられる。

45 塩漬けのアユの付札

長さ(一五一)■・幅二一■・厚さ四■ ○五一型式
(京3—4976)

塩漬年魚

アユの塩漬けに付けられた付札。塩を利用してアユを加工した

類例としては「煮塩年魚」(『平城宮木簡』2—2288・京2—2175など)や「年魚醤」(城12—9上(28))がある。

本木簡は品目のみを記す小型の木簡である。アユの付札木簡は、塩加工に限らず、鮓など他の加工法でも総じて一五〇～二〇センチメートル程度の小型のものが多い。アユの大きさに制約されたものであろう。

46 駿河国から調として貢進された荒カツオの荷札(2)

(城22—24上(240))

(表) 駿河国駿河郡古家郷猪津里戸金刺舎人部大人||
戸金刺舎□万呂

(裏) 調荒堅魚七連九節 天平□年十月
長さ三四八■・幅三二■・厚さ四■ ○三三型式
(七カ)

駿河国からの調荒堅魚の荷札木簡。駿河郡古家郷猪津里は、現在の静岡県沼津市付近とされ、荒堅魚は、カツオのなまり節と考えられている。

荒カツオの荷札は大型のものが多く、伊豆国でその傾向が特に強い。駿河はやや小型のものが目立つが、本木簡は伊豆国に負けない大型の木簡である。ただし、記載方法は駿河国特有のものである。伊豆では一点の木簡に、荒カツオの重量と形状を記すが、駿河では二点の木簡の片方に重量を、もう片方に形状を記す。本木簡は形状を記した方の木簡である。したがって、ほぼ同じ記載内容で「七連九節」と記す部分を「十一斤十両」と記した木簡も作成され、利用されたはずである。

47 安房国から調として貢進されたアワビの荷札(2)

(城22—31上(312))

安房国安房郡大井郷小野里戸主矢作部真刀良||
輸穀調陸斤 伍拾弐條

長さ三〇八■・幅二十五■・厚さ五■ ○三二型式

アユの付札には、本木簡の様に品目だけを記すものその他、律令行政単位と品目を記すという書式をとるものもある。その他、漁獲された河を記すものもある。「贊」と明記する木簡があることを合わせて考えると、この木簡も単なる付札ではなく、贊荷札の可能性が想定される。

安房国からアワビを送った際の荷札木簡。安房郡大井郷は現在の千葉県館山市大井付近とされる。アワビは「伍拾式條」と條單位で数えているので、熨斗アワビに加工されたものと考えられる。当該地は、河川上流の内陸部で、海からは遠い。こうした地域からアワビを貢進している点は、安房国全体が海産物貢納国として位置づけられた可能性を示す。『高橋氏文』などから知られる安房国の御食国としての特殊性に対応するといえよう。

因幡国から貢進されたワカメの荷札

(城22—35上(359))

因幡国氣多郡□海藻壳籠 大四 天平八年三月

長さ三六四mm・幅一三mm・厚さ四mm ○三一型式

因幡国のワカメの荷札。腐食が著しいが、非常に端正な文字で書かれている。また切り込み部分の加工も丁寧で、通常の三角形状の切り込みではなく、方形の切り込みをもつ。

因幡国氣多郡からのワカメの荷札は他にもあり、「中男作物大賛」という中男作物と贊の深い関連性をうかがわせる木簡もある。こうした記載例と、本木簡の文字の様子・加工状況を合わせて考えると、本木簡もまた贊の荷札と考えるのが妥当であろう。

また、興味深いのが氣多郡（現在の鳥取市西部）という地域である。氣多郡は伯耆国に隣接する位置、つまり、38（I期展示）の贊のワカメの貢進木簡にみえる伯耆国屈賀と隣接する。現在でも海女がワカメ採取で活躍するのは、氣多郡域である。この一帯が国境をまたいでワカメの名産地であつた様子を余すところなく伝えている。

d 広がる木簡の世界

65 西門のキーホルダーの木簡

(表)○西門鑑一匙

(裏)○西門鑑一匙 長さ(九二)mm・幅二五mm・厚さ五mm ○六一型式

(京3—5732)

勤務日数管理の個人カード木簡

(京3—4786)

二 阿刀友足 上日百五十四

長さ一四三mm・幅二五mm・厚さ六mm ○一五型式

一年間の勤務日数を書いた木簡。阿刀友足は藤原麻呂の資人の可能性があるが不詳。側面に孔を穿ち、紐を通して横に並べて管理した勤務評定木簡に特徴的な形状の木簡だが、普通名前の下に割書で記される年齢と本貫地（本籍）の記載を欠き、平城宮内で見つかる勤務評定の木簡には類例のない書式である。「二」も不詳。非常勤職員は年間百四十日（但し、帳内・資人は二百日）の出勤が勤務評定を受けるための最低条件で、これを一応クリアしている。裏面は孔の部分より下がはがれた状況で、これは勤務評定木簡特有の廃棄形態とみられている。

67 「荒和炭用帳」の題籤軸の木簡

(京3—4999)

(表)荒和炭用帳

(裏)八年八月以来 長さ(五六)mm・幅二四mm・厚さ五mm ○六一型式

荒炭と和炭の使用記録の帳簿の軸として用いられた題籤軸（見出し付きの文書の軸）。荒炭は火力の強い堅い木炭。和炭は火力は弱いが炎の立つ柔らかな炭。「八年八月」は天平八年（七三六）八月で、74（I期展示）の贊帳と同じ時から帳簿を付け始めてい

る。 鑑（鑑）は扉の門を外側から引っ掛けたためのくるりカギのこと。「匙」は一般に海老鑑を開けるための牡鍵をいうが、ここでは鑑を数える単位として用いられており、鑑が牡鍵を指す場合もあつたことになる。東門の鑑のキー・ホルダー木簡49（I期展示）とは大きさも形状も異なるが、上部を丸く整形する65のようなキー・ホルダーは、平城宮跡でも見つかっており、むしろ一般的な形か。

68 「進内物帳」の題籤軸の木簡

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

藤原麻呂の家政機関から、「内」すなわち光明皇后宮に進上した物品を記録した帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。「六月」という、帳簿を付け始めるにはあまり相応しくない月であるのは、天平八年(七三六)六月から七月にかけての聖武天皇の吉野行幸に伴う帳簿だからかも知れない。

69 和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(京3—4994)

70 「左」と書かれた用途未詳の算木状木簡

左

長さ七〇 ■・幅八 ■・厚さ八 ■ ○一一型式

71—1 「安」と書かれた用途未詳の算木状木簡

安

長さ九三 ■・幅六 ■・厚さ六 ■ ○一一型式

71—2 「安」と書かれた用途未詳の算木状木簡

安

長さ九三 ■・幅七 ■・厚さ七 ■ ○一一型式

二条大路木簡が出土した遺構からは、長さ七九センチメートル程度、幅・厚さとともに五ミリメートル程度の、細長い角柱状に加工された木製品が多数見つかっている。木簡を二次的に加工したと思われる断片的な墨痕が残るものがあるほか、70・71(Ⅱ期展示)のように、加工後に書かれたこの木製品に伴う墨書のあるものが大別して二種類ある。一つが「左」、もう一つが「安」である。内容によって規格が異なり、「左」の方が太くて短いという特徴がある。算木ではないかという説も出されているが、墨書内容との関係も含め、現在のところ用途は未詳である。

二条大路木簡が出土した遺構からは、長さ七九センチメートル程度、幅・厚さとともに五ミリメートル程度の、細長い角柱状に加工された木製品が多数見つかっている。木簡を二次的に加工したと思われる断片的な墨痕が残るものがあるほか、70・71(Ⅱ期展示)のように、加工後に書かれたこの木製品に伴う墨書のあるものが大別して二種類ある。一つが「左」、もう一つが「安」である。内容によって規格が異なり、「左」の方が太くて短いという特徴がある。算木ではないかという説も出されているが、墨書内容との関係も含め、現在のところ用途は未詳である。

72 「尾張／国仲嶋」と左行から右行に習書した木簡

(京3—3050)

尾張
国仲嶋

長さ五四 ■・幅七五 ■・厚さ七 ■ ○一一型式

端材に手遊びに文字を書いたという趣の木簡。「仲」を除いてどの文字も字画が整わないが、左行から右行に続けて読むと「尾張国仲嶋(郡)」となつて意味が通る。縦書きの場合右行から左行へという流れが普通だが、奈良県石神遺跡出土の万葉集の歌を刻んだとみられる木簡の例もあるように、左から右へという流れも稀ではない。

二条大路木簡には他に尾張国中嶋郡に関わる木簡はない。当地出身のトネリや兵士が故郷を懐かしんで書いたものであろうか。

(京3—5011)

藤原麻呂の家政機関から、「内」すなわち光明皇后宮に進上した物品を記録した帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。「六月」という、帳簿を付け始めるにはあまり相応しくない月であるのは、天平八年(七三六)六月から七月にかけての聖武天皇の吉野行幸に伴う帳簿だからかも知れない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書の箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮の管理・運営のために設置された特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一年(靈龜二)に河内国から分立し、七四年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

二条大路木簡には、和泉監からの「畫」の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ(五六) ■・幅(二七) ■・厚さ五 ■ ○六一型式

和泉監が進上した文書の箱の蓋

(京3—5002)

(表)「和泉」

「□事者□」

和泉監「和泉監」

「一□詔請道及乃 是」

(絵カ)

(裏)

天平八年八月廿八日(画)雷印(画)雷印

長さ(二三三) ■・幅(六〇) ■・厚さ一四 ■ ○六一型式

トピックス 麻呂邸の根拠

77 藤原麻呂宅に考文錢と智識錢の徵収を依頼する手紙の木簡

(表) 中宮職移兵部省卿宅政所

池辺 波利
太宿 奈万呂
川内 馬飼夷万呂
杖部 廣国
秦金積
大鳥 高国
日下部 乙万呂
太東人
八多徳足
史戸 廣山
村国虫万呂
東代 東人
山村大立
太屋主
陽侯吉足

(裏) 狹井石楯

右十九口舍人等考文錢人別三文成選六文又官仰給智
錢人別一文件錢今早速進來勿急緩

他田神護
少進

天平八年八月二日付舍人刑部望麻呂

〔護カ〕

〔護カ〕

少進

天平八年八月二日付舍人刑部望麻呂

中宮職から兵部省卿宅の政所に対し、中宮舍人十九人の考文錢と智識錢を至急徵収して届けるよう依頼する手紙の木簡。名の右肩に書かれた「」は合点という照合済みの印で、麻呂邸で徵収した際のものであろう。

中宮職は、聖武天皇の母藤原宮子の家政を担当する役所。当時の兵部卿は藤原麻呂で、宅政所はその家政機関の中核部局。考文

は毎年の勤務評定(=考)を記す文書で、その手数料として評定を受ける本人から徵収するのが考(文)錢。当時非常勤官人は六年または八年分の考を積み重ねることにより位階昇進(=選)の対象とされた。これが成選で、成選の年にあたる者は倍額を徵収されている。智識錢は、主として仏教行事に関わる寄付で、ここでは一律に徵収されている。木簡10で七月十八日に支出されている智識料も、時期が近いことから一連のものであろう。

中宮宮子は七〇一年(大宝二)に聖武天皇を産んでからずっと病気がちで、玄昉の看護を受けるまで人事不省状態だったといふ。七三七年(天平九)十二月、体調を回復した宮子が出産以来初めて我が子聖武天皇に面会したのが皇后宮であった。多数の中宮舍人が藤原麻呂宅に出向しているのは、こうした中宮宮子の健

(京3-4513)

78 中宮舍人の名前の書かれた木簡

中宮職舍人正六位上狹井石

長さ(一四三)■・幅(一一)■・厚さ三■ ○八一型式

(京3-4758)

康状態と関係があるかも知れない。

「狹井石」は77にみえる狹井石楯とみられ、彼が中宮舍人であったことを示す木簡である。77の十九人の舍人たちが中宮舍人であつたことは、この木簡や正倉院文書の他田日奉部直神護解(他田神護は七二九年(天平一)から二十年間にわたつて中宮舍人を務めている)からわかり、彼らが中宮職から藤原麻呂宅に出向していた根拠となる。これにより、二条大路木簡、特にSD五三〇〇西端を中心とする地区に多数の木簡を残した貴族の家政機関が藤原麻呂の家政機関であることや、二条大路北側の左京二条二坊五坪が藤原麻呂宅であることも明らかになつた。左右の割れた断片であるが、二条大路木簡の解明にとつて、大きな意味をもつ木簡である。

(編集 奈良文化財研究所史料研究室)